

平成21年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成21年5月20日
新宿区議会

辻山座長 それでは、時間になりましたので第14回の検討連絡会議を始めます。

とはいうものの、実質的な中身の議論はきょうが第1回ということですので、これからの議論の仕方も含めて、少し実験的にきょうはじっくりとやってみたいと思っておりますが、行政の佐藤委員が所用で欠席ということを知っております。それから、傍聴に、ともに新宿区の方ですが、和田さんと水谷さんが見えてございます。

それでは、早速ですが、検討連絡会議の事務局から、きょうの配付資料等の説明をよろしくお願いします。

事務局 それでは、事務局のほうから本日の配付資料の御確認をさせていただきます。

次第をまず1枚めくっていただきまして、資料1が（仮称）新宿区自治基本条例検討連絡会議の副座長の人数等に関する協議書になっております。こちらのほうは、前回の検討連絡会議の中で副座長を区民代表委員の中にも置くということが決まりましたので、19日付で区長と議長のほうで締結した協議書ということになっております。参考としまして、以下その後ろに過去の2回の2つの協議書もあわせて添付しております。

続きまして、資料2になりますが、自治基本条例区民検討会議案「条例の基本的考え方（条例の基本理念）」ということで、区民会議案を資料2としてつけております。

続きまして、資料3、自治基本条例（議会案）。こちらのほうは、議会のほうから提示されました条例の案ということで、本日お配りしております。

続きまして、資料4、自治基本条例に盛り込むべき事項（専門部会案）ということで、行政側の盛り込むべき事項案を資料4として提示しております。

そして、最後に資料5、区民・議会・行政 検討項目一覧をおつけしておりますが、この資料につきましては、後ほど会議の場で事務局から説明させていただきます。

配付資料は以上です。皆様お手元にご覧いただけますでしょうか。

それでは、よろしくお願いたします。

辻山座長 そうすると、資料1の関連については、これは報告ということでもいいわけですね。

では、早速入りたいと思いますが、きょうは要するに2つ、具体的に冒頭の基本的考え方についての、それぞれの書き方について検討して、できるだけ緩やかな合意点のようなものを探していくという作業、それが終わったら、次回以降の進め方についてどういう順序でやるか、どれぐらいの固まりでやるかというようなことについて、お話をさせていただきたいと思っております。

では、最初に、基本的考え方についてのそれぞれの検討結果といいたしめようか、といったことについて御報告をいただいて、そしてそれぞれに意見をぶつけ合うということにいたします。どこからでもいいのですが、多分この綴じられているのには意味があるんでしょう。これまで時間をかけて協議されてきた区民案のほうから、最初に御説明お願いたします。

高野委員 それでは、区民のほうの案なんですけど、一応盛り込みたい事項という形で、条例の基本理念という中に見出しという項目がありまして、見出しは、区民主権、自治の基本理念、人権の尊重、住民自治、団体自治、区民の区政への参画協働、情報の共有と参画協働、情報の共有、新宿区の特色、多様性、住みやすいまちづくり、自治のあり方、最高規範性という形で見出しがありました。

そのうちの2つ、案というか検討している中身としては、区民主権という言葉と、それから住民自治、団体自治ということをお話しをしました。それで、ここの3本線の太い枠はほぼ決定に近いんですが、区民が自治の担い手として地域の課題を解決するというので、一応ここでは自治の担い手という文の、主権者としてどういう意味合いを含んでいるのかということ、区民主権あるいは住民主権だとか、その辺のところの自治基本条例の中から、何らかの形で明文化する必要があると考えている委員がいると。それから、要するに条例の基本理念として、今後この辺のところを引き続き議論を要していかなければいけないんじゃないかと。そこで、まず本題に入って行く前に、区民と住民の定義をちょっと検討してみないかということになりました。

そこで、2本線の枠には、住民、住所を有するもの、区民、その住民とプラスアルファの、働く、学ぶ、活動する、その自然人あるいは法人という形で話をしました。この住民、住所を有するといっても、例えば住民票があればいいのかという話がありました。そうすると、住民票のために3カ月前に住民登録を移して、そうすればいつでも住民登録があるということになるので、その辺は余りかたく考えないで、もう一度その辺のところも踏まえて、住民って何だろうという

ことを検討する必要があるのではないかというような話し合いもありました。また、事業者を住民に含めるか、これはまだ合意に至っていません。今後、住民という言葉がこの条例に用いる必要性が生じたとき、その都度検討していこうということにより、今ここで確定していくことより、緩やかに決めていこうではないかと。それから、区民の定義については一応合意されたんですが、法人については事業者とするか否かというところを、まだ確認する必要があるのではないかというふうに考えています。

次に、住民自治と団体自治ということなんですが、これは当初よりいろいろ話し合いをしまして、分ける必要性はないのではないか、一つにくくってはどうかという話し合いがありまして、一応、「新宿区は地方自治の本旨に基づく基本的自治体であり、確立した自治権を持ち、住民自治を基本として構成される」となりました。それで、「地方自治の本旨って何」ということもあたりるので、この辺のところをもうちょっと、文とか、あと住民自治を基本とするという部分も、どういうふうな形で表現の仕方を、余りにもちょっと法律的な言葉になっているのでもう少しわかりやすく、区民が、あ、なるほどという具合に、逐条説明つけなくてもいいような文章を考えていきたいということで、ほぼ合意に達したという状況であります。

雑駁ですが、一応そんなところです。

辻山座長 ありがとうございます。それでは、御参加の区民委員の方で補足等ございましたら、いいですか。

では、次に、議会のほうの案をお願いしましょう。

根本委員 じゃ、私のほうから簡単に。

議会のこのメモは、とりあえず一回ずつ、もう既に150ぐらいの自治体で自治基本条例が制定されていて、その中でおおよそ前文、総則、目的、理念、原則、云々かんかんとパターン化されていましたので、じゃ我々も一回それに沿って議論してみようということです。ずっとやりまして、最初は考え方だけずっと勝手にしゃべって、案文骨子というところでまとめるというのは、後半はそういうことをやっているんですが、このあたりは考え方を議論して大体頭の中で整理したというぐらいのことですから、案文骨子というところはあいているんです。それが一つと、一巡してからもう一回ずつとそろえてみて、もう一回議論しようということになっていますから、それほど固まっているわけではありません。

そんなようなことを前提にして、資料3のところですね。きょうは総則のところだということですので、総則のとことだけ資料としてくっつけました。全体としては、きのう2年間の簡単なまとめということで一応後ろまで一回ずつとやりましたから、その簡単なまとめということで、この中からこの部分だけ引き抜いたという格好になっています。

それで、目的は、この1、2、3、こういう言い方があるなということの議論を、これを参考にしている議論しました。それで、はっきりした一致といいましょうか、お互いで確認しているのは、とにかく子どもや外国人というかみんなにわかるような、わかりやすいような理念条例にしようということと、区民主権それから自治の実現ということについては、きちんとそういうことを唱えられるような中身に、目的としてはしていこうというようなことを確認しました。

用語の定義は、ここはかなり議論しまして、文章としても成立するというぐらい議論しまして、区民というのと区民等ということで考えました。この時点ではこうだったということなんですけれども、後ろのほうで、区民の権利及び区民等の権利、役割みたいなところの議論の中で、果たして区民及び区民等と分けることが必要なかどうかという議論になりまして、もう一回また議論になるところであります。とりあえずこのところでは区民及び区民等ということで定義するというにしまして、区民は案文骨子の、いろいろ議論した中の1、2、3、4、5、6というのは、議論の過程で出た意見をここにメモ的に載っています。区民は、区内に住所を有する人、区内で働く人、区内で学ぶ人とすると。区民等は、この今の1、区民にプラスして、区内で事業を営む事業者、区内で活動する団体を加えたものとするというようなこととして、区民と区民等というのを分けました。

この中での議論の過程では、住所のない納税者や不動産所有者及び来街者についてはどうしようかということでしたけれども、そういうことをいろいろ、その人たちは区民じゃないとか何とかということになるとまたややこしいことになるから、触れないようにしようと。それから、住民と区民ということではどうするかという、住民ということが必要なんじゃないかという議論の中で、住民基本台帳のほうに住民と定義されているし、地方自治法にも定義されて解釈がはっきりしているから、これはこれでいいんじゃないかと。外国人についても、これも区内、多様性云々かんかんというところではもちろん触れるけれども、外国人をどうするかとかということとは

触れないでいいんじゃないかというような議論をいろいろ重ねた中で、このような整理にしました。

あと、最高規範性とかいうことについては、やっぱり総則の中に入れ込もうとかというような議論で、このメモになっています。

それから、これもかなり議論しましたが、市民主権ということ、区民主権なのか市民主権なのかという議論もしましたが、そういう中で、総則においては市民主権ということでこれは整理しよう。そのほかのところでは区民という言葉にしようということで、2枚目の原則というところで、理念と原則ということで、理念は目指すべき方向を表現するもの、原則は理念を具体化する政策、施策に通じるものと、これもこの時点で議論したということで、もう一回、多分原則については議論をもうちょっと詰めなくちゃいけないというふうに思っています。

それで、この中で何を理念として入れ込もうかということで、前段で言った市民主権、人権の尊重、恒久平和の追求、地球環境の保全、国際性・多文化共生、このようなことは入れ込んでいなくちゃいけないんじゃないだろうかという議論でございます。原則は、そのような理念に基づいて、ここはこういうことを議論しなくちゃいけないんだらうなということで1、2、3、4、5というふうに挙げましたけれども、その後の議論でいえば、地域自治の尊重、地区内分権というのは後ろの地域自治の推進という項目で議論したとかということで、ここのところの議論はそんなにしていないわけでは無いんですが、ここ以降の米印みたいな形で意見を出し合って、ずっと後ろの具体的なところの条例案なんかを議論しながらもう一回こっちへ戻ってこようということで、さらっとやっているようなところです。

辻山座長 じゃ、議会の委員の方、何か。補足ございますか。

今の段階はこれでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 それでは、引き続き、専門部会案をお願いいたします。

藤牧委員 専門部会は、前回のこの検討連絡会の後、数回、この条例の基本的考え方、総則の部分を精力的に検討してまいりました。項立てとしては、この総則部分ですが、目的、それから用語の定義、それから基本理念・基本原則というようなことで、検討の方法としては、先行している自治体の自治基本条例を参考にしつつ、新宿区の基本構想であるとか新宿区の特徴的なところをどういうふうに加味していくかというような観点で検討してまいりました。

この条例の目的としてうたうべきことということで、(1)(2)(3)とありまして、(1)はこの自治の理念と基本原則を定める、そのために条例を制定するという。それから(2)ですけれども、区民の権利、責務、それから区議会、区長等の、これは権利というよりもむしろ役割と責務を定めると。それから(3)として、自治に基づく区政運営の原則を定めることで地方自治の本旨を確立する。これらを通じて、な都市あるいは地域社会を実現することをこの条例の目的とするということで、の候補としては、新宿区の基本構想で示されている将来像の中で、「新宿力」で創造するやすらぎとにぎわいのある、あるいは豊かなといったような、これはいろいろと議論があるところだと思いますけれども、そういうような都市を目指すために(1)から(3)にかけてのことを定めることをこの条例の目的とするということで、うたってはどうかということでございます。

それから、その下の用語の定義なんです、こちらは関係者をより広い概念でとらえて区民としていこうということで、とがありまして、は個人、自然人というようなことで、住所を有する人、区内で働き、学び、地域活動を行う人、のほうは、法人あるいは任意団体ということもあるんですが、事業を営む事業者、あるいは区内で活動する地域団体というようなことで、これらを総称して区民というようなことで、今後この内訳についてそれぞれ定義が必要になるようなことが、今後の条例の検討の中で必要になってきた場合に、より詳細に再定義をしていくというような方向でございます。それで、この米印がございまして、新宿区の基本構想で区民という用語をいろいろ使っているんですが、その解説として、新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々を含む広い概念としています。

それから、次に、基本理念と基本原則ですが、これもどっちを理念でどっちを原則でということとはとりあえず置いて、盛り込まないといけないようなことをまず広く洗い出してみようというようなことで議論してまいりました。

それで、(1)として自治の目指すものということなんです、これはこうした自治が何のために必要なのかというようなところで、ここにありますように個人の尊厳、自由の尊重、区民の福祉、これは住民の福祉というような議論もございました。それから、多様性、共生、それから

持続可能性を持った地域社会の創造を目指すために、自治というのは取り込まれるものであるというようなことを示す必要があるのではないかと。それから、地方自治の本旨というようなことで、住民自治・団体自治、それぞれうたっていく必要があるということで、住民自治としては、自治の主体として地域社会の課題をみずから解決していくということ、それから団体自治としては、区は、国、東京都と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営、自治体としての自立を確保するというようなことをうたってはどうかということです。

それから、(4)の区政運営ですが、これも から までキーワード的に項目を列挙していますが、情報の共有、透明性、それとやや似通った部分があるんですが、説明責任、それから参加と参画、協働、それから地域優先ということで現場現実の重視というようなことでくくってございます。これらの区分とまた内訳については、場合によっては前文のほうに盛り込んだりとかというようなことも今後検討していくということと、ここに4つ挙げてございますけれども、これについても過不足が当然あるわけでございまして、特に、例えば区民の信託に基づく区政といったような原則的な項目も今後追加していく可能性があるというようなことでございます。

辻山座長 ありがとうございます。では、専門部会のほうで何か。委員の方、補足ございますか。

いいですか。

それでは、一応それぞれの検討結果を御報告いただきました。微妙に平仄が合っているところとそうじゃないところ、やはりあるようですので、ここからは順番なしで相互に発言していただいて、質疑を進めたいと思います。どなたからでもいいですよ。

〔発言する者なし〕

辻山座長 なければ、私からちょっと口火を切つてよろしいですか。

例えば、区民検討のほうですけれども、区民の案ですけれども、区民主体ということで、区民が自治の担い手として地域の課題を解決するという、この自治の担い手としてというのは区民ですよね。したがって、下の定義を見ると、住民のほか、働いている方、学んでいる方、活動している方、場合によっては事業者も入れるということになります。この自治の中には権力的な統治というようなニュアンスは含まれないということに整理してよろしいかということなんですね。権力的な統治を含むとなれば、その他の方たちをこれに巻き込んでいくということは、相当な制度的手当が必要になる。例えば選挙権だとかさまざまな住民の権利というようなことですね。そこら辺を、この自治という言葉でどこまで表現するかということについては何か議論ございましたでしょうか。

齊藤委員 実は、統治という前に、委員のほうから協治という言葉が出てきまして、これに関して、協治という言葉自体が皆さん余り知られていないということで、協治の反対は一応統治だということで、統治より先に協治が出てきたということでした。ただ、この協治についてまだ我々勉強不足ですので、学識経験者の先生からいろんな資料を出していただいてこれから皆さんでその話し合いをしていくという途中の段階です。

辻山座長 最先端の議論ですからね、今。協治か。なるほどね。

論点としては、今後もまだ煮詰めていくというのは残っているということですね。

齊藤委員 はい。

辻山座長 そのほか、何か御意見があれば相互に。

喜治委員 議会の特別委員会さんのほうの先ほどのお話の中で、市民主権という言葉がありました。区民主権にしようか市民主権にしようかというのは議論もあったというお話がありました。区民の検討会議の中でも、主権という言葉を使うのがいいか悪いかということが今はまだ議論の最中です。その主権者が一体だれなのかと、最終的な意思決定をする者ということで、地方自治法上でいう住民よりももっと縛りかけた新たな住民という定義をして、最終意思決定者はそこなんだというふうにしたほうがいいんじゃないかという極から、あるいはもっとぐっと反対側の極に振れて、まあここは軽く区民ということで全体を指すぐらいにしておいたほうがいいんじゃないかとか、まだいろんな議論が出ている最中ではあるんですが、議会の皆さんの中では、主権という言葉遣いであるとか、あるいは区民を市民というふうに変えた心というか、どういう意図がそこにあるのかなというのをぜひ教えていただきたいなと思いました。よろしくお願いま

す。

小松委員 それほどいろいろわかるわけじゃないんですけれども、区民も市民も町民も都民も国民もみんなそういった、ひっくるめて市民のために政治があるんじゃないかと。というところから起こっていったんだと思うんです、簡単に言えば。そういうことで私たちは、役割というものをいろいろな周りの行政のいろんなまちづくり、何にしても結局そこが一番ポイントですよ。それで市民権ということで、一応私は意見を述べたんですけれども。

辻山座長 なるほど。どうですか。

山田委員 久保さんがいろいろこだわって主張していたんですけれども、今いないので、私が久保さんの代弁できるかどうかわかりませんが、私が感じているところを言いますと、私たちは条例全体について一応俯瞰をした、全体的に最初から最後までさらっと流したわけですね。それで、基本的な言葉の使い方として、新宿区は私の気持ちでは残念ながら特別区ですから、区民という言葉を用語としては使っていくわけだけでも、しかしここについては、あえて市民ということにこだわろうというふうな位置づけを私たちはしたんですよ。市民権。それは、要するに人間として、自治体の枠とか国境とかそういうことを超えて、基本的に一人の人間として一人の市民として持っている権利、普遍的な権利というのがあるんじゃないかと、そこをきちんと我々は着目して尊重していくんだというそういう観点を、まず冒頭、基本的な理念として打ち出すべきだという、そういう思いを込めてこの市民権という言葉を使っているんです。

それ以上いろいろ細かく定義を言えといってもなかなか言いにくいんですけれども、気持ちとしてはそういうことなんですよ。ただ、この市民権というのが、我々が検討したその後の条文の中に出てくるということじゃなくて、出てくる言葉としては区民という、区民の権利だとか区民の何とかかんとかという、そういう言葉を使っているわけ。ただ、前段、条例の最初の私たちの気持ちをきちんと言う、そういうことからすると、ここは市民権にこだわっていいんじゃないかということですよ。

辻山座長 具体的な権利、義務とかには関係なく、多分これは前文で使われるというようなニュアンスですか。

山田委員 前文で使うかどうかはまだわかりませんが、ただ基本的な理念として市民権だとか人権だとか恒久平和だとか、あるいは環境の問題というのはきちんとうたっているんじゃないかと。

辻山座長 まさに、人類史の中の到達点というか、そういったものを確認するというのは意味ありますね。

山田委員 そうですね。

喜治委員 もう一つ、主権という言葉について、その主権という言葉でここで使うのか使わないのかというのはまだ議論の最中で、まだむしろ先送りになっていて、次の回あたり議論しようみたいなのがこちらの現状なんですけれども、ここで主権とこうすばっと入っているの、ここはどういう気持ちでこの主権という言葉が使われているのかなというのはちょっと興味があるんですが、何かあれば教えていただければと思います。

辻山座長 どうですか。

根本委員 市民権のところ、なぜ市民権という言葉で我々のほうで打ち出したのかということ思いみたいところ、主権という言葉を使うか主体、区民検討会議のほうでいうと、自治の担い手は区民であるという言葉なんだけれども、もう議会のほうが主権というふうに……。

小松委員 それほど考えたわけじゃないんですよ。国民権と憲法でうたっているじゃありませんか。そういう意味において、国民も村民もみんな同じ人を対象にしているわけですから、そういう意味において、じゃもっとその意味をそういう行政枠で区切られたものじゃなくて本来の、私たち議会が一番最初に辻山先生の講演をお聞きしたんですよ。まず村を営んでいてみんな

村役やっていたんだけれども、忙しいから何だかだんだんとそういう議会のようなものができていったという、そういう事の起こりを、そこからスタートしていますから、そういう意味において市民権という初めのところに、ここに落ち着いたんですね。それほど深く主権というものはだれも考えていないと思います、私たちは。すっというたんですね。

野尻委員 市民権なんですけれども、この目的のほうに区民主権とうたってありまして、理念としての市民権は今御説明いただいてよくわかるんですが、目的のほうも例えば市民権といったときはまた違ったものになるんでしょうか。と申しますのは、区民、また定義のところにも触れることとなりますので、統一することはできないですね、市民権で。目的のほうも。そういうことはお考えないですね。

小松委員 そこまではそんなに、要するに、まず大上段に市民権という一つの指標を立てて、あとは具体的にこの新宿区の中で自治基本条例をつくりましょうという、こういう組み立てですよ。ですから、その初めのどこに入るかはわかりませんが、一カ所だけ、ここでは総則の項目に市民権を入れましょうと、こういうことが入っていますけれども、あとはもう区民であり、場合によっては住民というような言葉がでてくるとは思いますけれども、そういう分け方なんでしょうね。これはもう意思ですね。自治基本条例をつくる時の大前提として市民権というのを確か入れたんだと思うんですけども。

山田委員 要するに、私たちは自治基本条例について、理念的な条例にすべきではないかということが一つあります。それから、なるべくわかりやすいそういう条文にしようという。したがって、書き始めると、条例に入れ込もうとすると、あらゆることが入るわけだというふうになるんですけども、しかし思い切って捨象できるところは捨象してなるべく簡潔なものにしようというふうな、検討するに当たっての前提みたいなものがあります。そういうことで、今のお話の例えば定義についても、定義すべきものはいっぱいあるのかもしれませんが、しかし、どうしても条例上それを定義しなきゃこの条例そのものが生きてこないというもの以外は、余りごちゃごちゃ定義するのもやめようということなんです。したがって、目的について私たちがきょう3つ検討の結果として挙げておりますけれども、これはこれとしていくと。こういうふうな自治を実現するために、よって立つ理念というのはこういうことだということで、市民権と5つ挙げているわけですね。したがって、市民権だとか人権の尊重とかこういうことについていちいち定義をするという、そういう必要は私はないんじゃないかというふうに思っているんです。定義して悪いということじゃありませんけれども、しかし条例をつくる基本的な形として、そういうことはいちいち必要ないんじゃないかということです。

樋口委員 私も個人的には、市民とか市民権という、そういう普遍的、基本的な理念としての考え方といいますか、そういうことは大変賛同するところであります。ですから、例えば前文なのか何かそういうところに、本当に高い理念のもとにそういう表現が入るといいなと思うんですけども、区民検討会議の中では、結構皆さんやっぱり地域を実際にしよって、そしてその中でいろんな毎日の生活と向き合う中でのそういう感覚を非常に強く皆さんお持ちで、ですからそういう中では市民というそういう概念、シチズンというかそういう概念としてのものは、皆さんお持ちなんでしょうけれども実際の議論の中にはほとんどありません。それよりむしろ、広い意味での区民とその中で実際そこに住んで暮らして、そしていろんな表現がありましたけれども、なかなかそう簡単に、そこに住み始めてもう嫌になったからすぐどっか引っ越すよなんていうふうにはなかなか現実には難しい。そこに住んでいる者として、この自治基本条例をどういうふうにつくっていくのかという、その生活感覚のところでの議論だったと思うんですね。

ですから、先ほど高野さんがおっしゃったように、ここの区民が自治の担い手として地域の課題を解決するということは、最大公約数としてはこういうことでもいいんじゃないかと、ただその中でも、住み、暮らしている住民というものが何らかの形で、この新宿区の自治基本条例の中では考慮され、配慮される、何かそういうものであってほしいという、そういう願いみたいなものが結構強くありまして、ただど一方でまちづくり、新宿区のまちを自治し、つくっていくのは住んでいる人だけではできない、そこにやっぱり働き、学び、活動する、そういう人たちも含めた大きな意味での区民というとならえ方は一致しているんですね。ただその中で、やっぱり住民というものの何か位置づけみたいなものができないだろうかというような議論がずっとありました。だから、ちょっと議会の方の議論と、区民のところの議論との少し違いがあるかなということをつく、今おっしゃっているのを聞いて思ったんですけども。

小松委員 ちょっとじゃ説明を。私たちはまず、今根本副座長が説明をした中にちょっと一つ欠けている点がありまして、私たちは大半の時間を、まず自治基本条例の作業を始めるに当たって、新宿とはどういうまちだろうということを、本当に今までの時間のもうどれぐらいの割合を費やしたのかしらというぐらい費やしたんです。新宿はどれほどの恩恵を受けて、このまちが今でき上がっているだろうかと、その発展の上でまたどれほどの被害も受けているだろうかと、もうさまざまな新宿というものをですね。ですから、大上段に市民主権というのが突然入ったというよりは、私たちはそういった新宿をうんと掘り下げて検討してきたものですから、ここが入ったということは説明をさせていただきたいと思います。また、住民というのはまた別のところでいろいろ検討にはなってくる予定になっているんですね。とりあえず今私、説明をさせていただきました。

あざみ委員 今、区民の定義の話が出たんですけれども、議会のほうも相当それはやったんですね。基本構想のときの、区民をどう見るかというのは行政のほうのほうにありましたけれども、そこで相当議論になったことをある意味引きずった状態で、区民をどうするかというのはやったんです。それで、やはり区民という場合は住民が中心じゃないかと、住民だけではないですけれども、やはり住民が中心になるべきで、区民イコール住民としてもいいくらいだというふうに思っていた議員もたくさんいるんですね。その中でいろいろな議論を重ねながら、とりあえずたたき台として今こういうふうに落ち着いたというのが、この用語の定義の区民なんです。今話題になっているこの市民主権についても、市民という言葉が本当に樋口委員がおっしゃったように、リアルにこの新宿区に暮らしている人たちになじむのかということころは、とても議論になったところで、私たちは理念的に非常にこの辺から見ているわけではなくて、やっぱり足で地域を歩いている議員ばかりですから、そういう意味ではそういった生活感覚という部分での言葉の使い方としては、市民というのが全会一致になっているわけではないんです、そういう意味からすると。でも、この6人のところでは、さっき山田委員がおっしゃったような意味での使い方をしてもいいのではないかとということころの一致なので、その辺は区民委員の皆さんとこちらがかけ離れているということはないということちょっとお話ししておきたかったんです。

辻山座長 そう簡単には結論出ませんね。

斉藤委員 その市民という言葉自体が、我々の時代だったら市民という意味自体が多分わかるんですけれども、若い人たちは市民となると、反対に我々区民じゃないかというようなとらえ方をするのではないかという思いがあるんですけれども、その辺はいかがですか。

小松委員 だから私たちはいろいろ検討した中で、31万人住人、昼間の人口が85万人弱ですか、350万人が新宿区内をいつもごめいていると。こういった巨大なまちが新宿区であり、また外国の人もたくさん住んでいらっしゃるし、来られるし、というのを一くりに考えた場合に、やっぱり新宿区はいわゆる自治基本条例をつくる、私たちが行った多治見市とか飯田市と同じように考えていいのかしらと、こういうような議論をずっとしてきたんですよ、長い間。それで、こういう考えに、それでもまだ一番根本の政治は国民のためにあるという、こういった理念的な自治基本条例にしましよと落ち着いて出てきました。

久保委員 市民主権のほうの、後ろから行きますと結論から。私たちは市民主権という言葉の市民という言葉は、この条例の中では前文で一箇所使うだけ。それ以外は使うまいと。それじゃ何で前文かということ、前文で世界に通用する、ワシントンでもパリでもニューヨーク、ロンドンでも北京でも、近代民主主義と自由と人権を花開かせたもとはやはり市民ですよ、言葉はね、世界で。だから、世界に通用する、そして同時に区民の権利だけではないと、ここでいう主権というのは、それはすべての社会に共同で持つ主権という意味で、そのかわり、ほかの条文のところには絶対に市民という言葉は使わないと。もうここだけ。もう一カ所だけ。そこで高々と理想を掲げたいと。ニューヨークの人が読んで、ああ、さすが新宿区ってと言われたいと、こういう思いがあるんです。

辻山座長 随分勢いありますね。どうしましょう。ちょっと待って。じゃ、高野さんから先にいきますか。

高野委員 区民のほうは町会連合会の代表の方もいらっしゃいます。そうすると、その方が結構きのうきょう来て、急に、ここの土地は俺たちが今まで守ってきたのに何でおまえが勝手に文句言うんだと、納税者でもないのにというふうな、要するに何か対抗要件としてそういうのを考えたいというのがまず一つあったんですね。それから、もう一つの考え方で、さっき小松委員が言われたように、新宿区に行き来する来街の人、それからいろんな活動してる人、全部それも市民じゃないかという考え方もあるんですね。だから、それで考えるのと、よくいろんなとらえ方をしていくと、いっぱいそのいろんなとらえ方で表現が違ってきてしまうんですね。だから、区民検討会議のほうにおいては、要するに区民主権という言葉のながらぼーんと出すことじゃなくて、一つ何かその中にその条例の中に、こういうものだよなということはやっぱり、そういう形でやんわりとか、あるいはもうちょっと明確かわからないですけども、そこに盛り込んでもらうという形でいくとなじむのかなというか、落ち着くかなというふうな感じがします。

佐原委員 同じような話かもしれませんが、この条例については、子どもや外国人、また多くの人にわかりやすくということ、実は用語のこともそうですけれども、大事なところとかわかりにくいところは注釈をつけようじゃないかという考えもあるんですね。ですから、市民主権についても、あとこれは大事だということでは解説、注釈なりをつけて、わかりやすくしようじゃないかという考えも進んでいるところです。

井上委員 今、質問をお聞きしたかったのは、例えば市民主権という言葉の前文に出したときに、それ以降市民という言葉が出てこないというときに、どうして最初にだけ市民という言葉を使ったかという説明をどういうふうにしていくのかなということ、例えば、この条例以外に解説書のようなものをつくるということを前提にしてお話しされているのかなということを思ったものですからお聞きしたかったんですけども、今お話の中で注釈をつけるということを考えているということで、ありがとうございました。

辻山座長 私のちょっと感想を述べていいですかね。憲法論、余り憲法詳しくはないけれども、主権論という意味では、主権というのは分割不能な概念だよというのがまず第一に出てきて、皆さん主権者ですよというけれども、それぞれ一人ひとりが主権を言い出したら話にならないから、議会をつくって主権者の意思というものを束ねると。これは国民主権論といわれていますよね。したがって、市民主権という、この意思を代表する機関はないんですね。だから、どこにも所属していない人間の権利としてうたい上げようと、こういうわけでしょう。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）それは僕もよくわかるんですね。そのことは、この基本条例をどういう枠組みで考えるかということと関係していて、恐らくこちらは新宿区の自治をどうするかという前に、この地球をどうするか、あるいはこの社会をどうするか、この国をどうするかという危機意識の中で、それはまさに市民にかかわる課題なんです。全地球市民にかかわる課題でね。その中で、じゃ新宿区の自治はそういう問題を抱えながらどういうふうに組み立てるかというような、段階的な多分組み立てをしたんだろうかなというふうには思うんですね。同時にそれは具体的に、例えばここで書かれている平和的生存権と言ったときに、新宿区民だけが平和的生存権を主張してもしょうがないという部分もあるじゃないですか。そういう思いも込めて多分言っているんだろうということは非常によく理解できるんですね。

しかし、具体的に、例えば地球環境をよくするための動きをどうやって政策的にやっていくか、市民と一緒にやっていくかというときには、それなりの政策決定の場に持ち込むということになりますよね。そうすると、そこで発揮される主権というのは市民主権じゃなくなると。つまり、意思として統合していける市民ですから、当然それは区民とか国民とか町民とかというような、残念ながら意思形成の単位として表現していくしかない。そういう意味では、先ほどお話ありましたように、前文でまず高らかに市民主権をうたい上げて、具体的なところは区民なり住民なりというやり方もあるのではないかなというのは、かなりいい線かなと思いましたが、井上委員から出たように、そこだけ市民主権というのはいかにも唐突だなという、それもありますよね。

だから、そこをどうやっておさめるんだろうか。僕、ちょっと行政の方に質問したいんですけども、新宿区というガバメントは英語で何という表記しているんですか。City Governmentですか。

藤牧委員 Cityですね。以前はそれを「ward」なんていう言い方だったんですが、今はCityというふうに。

辻山座長 組織はガバメントと名乗っていますか。オーソリティー。(「あれはガバメント...」と呼ぶ者あり)ガバメントでしょうね。ガバメントということになるとやっぱりそうなんですよね。人民によるという話だから。

というのは、このような場所の自治体ですから、基本条例ができたらかきっと数カ国語への翻訳というようなことが話題に上るはずなんですよね。そのこともちょっと意識してやったほうが、用語を考えるとね。ということも思いましたので。

これ、先ほど区民検討会議のほうからも言われましたように、最初の、区民が自治の担い手としてというところはまさにこれを主権概念でやるのかどうか、それも市民でやるのかどうかというところはまだ検討されていますので、きょうの議論をちょっと紹介していただいて、なおもう少し言葉としての定着できるようなものへといいましょうか、煮詰めをお願いしておいて、きょうはここで市民主権を使う使わないという結論は出さないようにしましょう。

それにしても、議会案の中で、住民の定義は置かないということになりますと、住民というものが基本条例に登場してこない。してくるんですか、定義をしないというだけ。

久保委員 住民投票のときに出てきます。

辻山座長 しますよね。そういう権利義務のときには住民と言わざるを得ない。

久保委員 住民投票のときは住民を使わなかったらだめですね。選挙権持っていないと。

山田委員 法律で決まっていることをあえて言うところもありますし、法律で決まっているんだからそれはいいんじゃないかという、そういう考え方もあるわけですよ。例えば、議会を置くなんていうのは、ここで条例で言わなくたってそれは法律で決まっていることですからね。しかし、主権者として我々は議会を置くんた、首長を置くんたというそこは、要するに、主権意識を高める、主権意識をより自覚してもらおうということは、あえて言うべきじゃないかと。しかし、住民については決まっているわけですから、それはそこにゆだねようと、その程度の話です。

辻山座長 そうしますと、住民投票の条項で出てくるということですよ。しかも、そうですね、今のよう。

そのほかの論点で御意見等ございますか。

久保委員 専門部会のことでちょっと。資料4の用語の定義。ここに、区民ということで1、2あるんですが、いいと思うんですけども、用語の使い方、1については区内に住所を有する人、区内で働き、学び、地域活動を行う人というふうに、区内を幾つも幾つも並べないで、最後の区内は取っちゃったほうがいいと思うんです。言いますと、区内で働き、学び、地域活動を行う人のほうがすっきりするような気がします。

それと、2のほうでも、区内で事業を営む事業者と活動する地域活動団体というふうに、この2番目に来る区内でというのを取ったほうがすっきりするような気がしましたので、専門部会の皆さんに、恐れ多いので余り言えなかったんですけども。

藤牧委員 御指摘のとおりです。ありがとうございます。

あざみ委員 この区民の定義のところをやっちゃっていいですか。

専門部会のほうは、で団体というのを含んでいますよね。事業者というのは個人のことじゃなくて組織のことを言っていると思うんですけども、議会のほうでは、少なくとも区民と言った場合は個人を指す言葉にしようということで議論をしていたというふうに思うんです。人というふうに、学ぶ人、働く人、有する人と。

それは何で、組織、団体を区民というふうに含まれているんでしょうか。

藤牧委員 組織と自然人というんですかね、そういうことを区別は少しとではしてあるんですが、区民とそれ以外の何かというような区別はまだしないようにしています、ここでは。それはなぜかという、この基本理念の(1)の自治を目指すものというところに書いてあるんですけども、それとあと、この条例の目的というところにも書いてあるんですが、要するにそういう自治の基本原則だとか自治の仕組みは、だれのために、何のためにやるのかと、そこが向けられる先というのが、ここは区民と書いてあるんですが、どちらかという限りなく住民に近い概

念として言っています。だから、区民の福祉が実現されるところには書いてありますが、議論の中では住民の福祉、その人たちのために自治の仕組みをつくって、じゃその自治の仕組みに関係する関係者というのはどれだけあるのかと。その関係者を総称して区民というふうなとらえ方をしてはどうかというような組み立て方で考えてみた場合に、自然人とそれからあと関係セクターといったような意味で、事業者とか地域活動する団体というようなこと、それは今後、この条例の検討の後でそれぞれに何か条例の中で規定をしなけりゃいけないような場面が出てきたときに、その区分に従って定義をもう一度考えたらどうかなということで、新宿区における自治に関係する人あるいは団体を区民と、こういうように定義しようじゃないかということでこういうふうにしてあります。

山田委員 今のところの関連でお聞きしたいんですけれども、専門部会と我々のほうはほぼ似通っているんですけれども一つ違うのは、区内で地域活動を行う人を、専門部会は入れているけれども我々は入っていないということだよ。それで、先ほどの御説明だと、自然人と団体という組織を大まかかもしれないけれども分けて、こういうふうな規定をしたという、我々もこういうことについては考えたんですけれども、我々のほうは地域活動を行う人は入っていない。何でかという、地域活動を行うというのは、大概の場合全く個人で、例えば藤牧さんが個人で私が個人で行うということよりは、むしろ一定の大小問わないけれども組織の中で行うというのがごくごく普通の姿ではないかと。そうだとするならば、むしろ地域活動の団体というふうひっくるめたほうが整理としてはしやすい、わかりやすいんじゃないかというふうな、そういう思いがあって我々のほうは入っていないんですよね。

皆さんもそういうふうな議論をされているんだというふうに思いますし、基本構想はそうなっています。もともとの基本構想はもっと来街者も含めてと、とてつもなく対象が大きかったですけれども、それを踏襲したということかもしれませんけれども、そういうふうな議論というのはされているんですか。

藤牧委員 ここで言う地域活動といった場合、自然人ということで区民ということで、自治を考えていく際に関係者というような意味で考えた場合に、例えば地区協議会の委員の方というのは、住所はここに住んではいないけれども、働いてもないし学んでもいなくて、個人の立場で地区協議会の委員に、例えば入ってらっしゃる方といったのもやはり含める必要があるんじゃないかなと、そういう意味で入れたんです。

じゃそうすると、定義の仕方として、だれでも自然人であれば区内の何かに関係している人がみんな入っちゃうんじゃないかと。例えば、例えば悪いかもしれませんが区内で何かのピラを配っているとか、そういう人も入っちゃうのかというようなところで、どちらかというところは地区協議会だとか町会ですとかそういうところで、実際の住民自治の一つの担い手として、住んでるわけでもないし、実際にどこかで働いているとか学生でもない、そういったような方々もいるんじゃないか。そういうのも含める必要があるんじゃないかというようなことで、こういう表現をしたということです。

佐原委員 斉藤さん、地区協議会入っていますか。

斉藤委員 はい。

佐原委員 今言われたような、そういう該当するような方いますか。

斉藤委員 いないです。

佐原委員 私はあってはいけないと思うんです。私は、新宿区の住んでいる、働く、学ぶ。活動するという人は、先ほど山田委員が言ったように、どこかの団体に入って活動する人は、それは住所がなくてもいいかもしれませんが、学んでもいなくてもいいと思うんですけれども、ただ活動団体に入っているということは条件かと思うんですけれども、全く関係ない人が新宿区の自治に入ってくるということは、はっきり言って僕はあまり芳しくないと思います。

中澤委員 私どもの考え方は、今藤牧委員のほうから説明していただいたとおりの議論をしてきたところなんですけれども、要は地区協議会等に参加するときには、何らかの形で区内で働いているというようなところをきっかけとして、地区協議会なり町会なりの活動に参加をし始めた方

が、お仕事をやめたりですとかそういったときにも、引き続き地域の方と縁を持って、そのままボランティア活動をされる、地区協議会の委員を引き続きされる、そういったことは当然あると思うんですね。そういったときに、でもあなたはもう仕事をやめていますから、もう既に区民じゃないですよと言えるかどうか。そういったことを考えると、私どもとしては、やっぱり地域の方々と一緒に地域活動をされるような方は、やっぱり区民としての位置づけをさせておくことが必要なんじゃないかと。具体的にどの方というふうなことはお伝えできませんけれども、それに近いような方が地区協議会の中にはいらっしゃると思っておりますので、そういった意味では、私どもとしたら地区協議会の委員として活動されるようないろんな多様の方のことを考えれば、やっぱりそういったところも区民という位置づけで、きちんとこういった中で位置づけをさせておくことが必要かなということで、このような表現をさせていただいているところでございます。

辻山座長 なるほど。悲しい、リアルなケースを出されるとちょっと反論しにくいだろうなとは思います。

山田委員 おっしゃっていることはわかりましたけれども、確かに住所はないけれども、新宿区内で地区協議会なんかで精力的に活動されている方はいるわけで、そういう人たちも当然この中に含まれるべきだというふうに思いますけれども、それだったらむしろ地域活動団体に所属するということで区民として位置づけるわけですから、そっちのほうが素直な形でおさまるんじゃないかというふうに思うんだよね。ただ、ここをこれ以上聞いて一定の結論を出すわけじゃ（辻山座長「ええ、そうですね」と呼ぶ）とりあえずないと思えますから、いろいろまた考えて……。

加賀美委員 我々も区民の定義というのは相当時間を費やして、ここで区民をきっちり定義しちゃうと、例えばこの後のほうの条項で役割とか権限とか責務といったときに、余りがちがちに冒頭で定義をしちゃうとすぐ後が規定しづらいたらうというのがあって、途中でもう、余りこは区民の定義ばかり議論するのはやめようという話にしたんですよ。そのかわり、冒頭に定義として区民としてはなるべく幅広く定義をしておいて、それで個別の項目のところで、それじゃその中で絞り込んでいくという手法をとっていこうということで、区民の定義としてはこの自然人と法人と、地区協議会の話が出ましたけれども、この地域活動を行う人というのは、例えばNPO団体じゃなくてボランティアを個人でやっている方、そういうのも当然入ってくるだろうと。そういうことで、いろいろとうちのほうも幅広く、まず区民のテリトリー、対象をまず設けちゃいましょうと。そういうのがざっくばらんなところですよ。

佐原委員 大体意見がわかりましたけれども、これは決定じゃないんで、そういう意見をすることでまた改めてお話をしながらいきたいと思えます。ありがとうございます。

高野委員 意見というか参考なんですけれども、今の論議はもっと生々しい話がありまして、要するに、濃い住民というのと薄い住民と。濃いというのはやっぱり土着、ネーティブ的な意味もあって、薄い住民をいかにして取り込んで、要するに条例の中に取り込んで約束事を守らせようよというのが、区民検討委員の中においての大半がそういうことで、ちょっと言葉は似つかわしくないんですけども、濃い薄いという意味が、そういうふうな形で、みんながおおっという形でまとまりがあったという参考としての話です。

辻山座長 それはいずれにしても、そのカテゴリーを分けて考えていかなきゃいけないってききますので、（「そうです、そうです」と呼ぶ者あり）ですから、先ほどの御発言のように、区民というのをとりあえず広くしておいて、今言われた濃い区民とか、僕がどこかで聞いたのはオーナー市民というのを聞いて、それはその団体の運営責任を最後まで背負わなきゃいけないんだというようなことらしいんですが、その区別はやっぱり避けられないだろうというようなことが、例えば権利の問題とかというようなことも含めて出てくるので、それは多分ここでも2種類で考えていかざるを得ないだろうというぐらいの緩い合意ぐらいは、ここでとっておいたほうがいいかなと。そういう意味では議会案のほうも、区民というのに対して、住民の定義は置かないけれども区別するときが出てくるよということは既に了承済み。むしろ行政案のほう、専門部会案のほう、今のところ区民を区別するもう一つの概念は使っていないということですよ。それは具体的にってから考えようということですね。

根本委員 住民についてかなりの議論をしたんですね、実際は。あざみさんから出るかなと思っ

たんだけれども、それはかなりの議論の前提としては、区民検討会議の検討委員の募集のところ
で、どの資格で限定するのかということで、区民ということもあつたし、いろんな議論の中で原
則として住民というふうになったんですね。そういうのも一つありましたし、それからやっぱ
りさっきあつたみたいに、85万人区民、昼間人口入れて区民というけれども、まちづくりの主体
としての自覚は31万人住民じゃないのかという議論があつて、もっともなことだということだ
たんですけれども、区民というのの定義は地方自治法だとか法律上ないんですね。各自治体に
よって区民なり市民の呼び方、くくり方が違う。住民については、住民基本台帳法の中で住民と
はという規定になっているんですね。住民基本台帳法何とか何とか本件を置くもの、地方自治
法上もその解釈を超えないというふうに規定されているから、住民についてはもうこの規定でい
こうと。ただ、区民についてはいろんな考え方があるんでということの議論の中でかなり議論し
て区民と区民等というふうに。それで、個人を区民にして、事業者、活動団体は区民等としてく
くって、多分、権利、義務のところではいろんな議論が出てくるので一応分けておこうと。これは、
住民とはというので地方自治法第10条第1項 市町村の区域内に住所を有する者、自然人、法人
を問わず、国籍を問わないということになっているんですね。それともう一つ、住民基本台帳
法はこれに載っていないだけけれども、そんなようなことで、法律に規定されているということ
もあつて、住民ということの議論はここではあえて規定しないということなんだけれども、濃い
住民と薄い住民という話になると、実にわかりやすい話だというふうに思いました。

野尻委員 つけ加えさせていただきますと、この区民主体の案、会議案 のこの区民が自治の担
い手の区民の、もう最後の最後まで住民を何とかして盛り込みたいという話が出ていまして、最
終的にはどちらを守るのかと、住民を守るということですね。日々生活している者にとりまして
は何と言っても住民が中心であると。権利も違ってきますので、ですからその辺も考えて、定義
として住民というのはやはり盛り込む方向にあるのかなという、個人的には思っています。

辻山座長 このままの……あ、どうぞ。いいですよ。僕が余り出しゃばらないようにしましょう。

井上委員 今のお話に関連してお聞きしたいんですけれども、専門部会にお聞きしたいんですけ
れども、区民の福祉というところで、議論の中では住民の福祉というお話があつたということだ
つたと思うんですけれども、区民と住民に差をつけようというようなお話、議論というのはおあ
りなんですか。よろしくをお願いします。

藤牧委員 そういう議論がかなりありました。結論としてはそれはちょっとまだ決着を見ていな
いんですが、冒頭申し上げたように、自治のこの仕組みというのは何のためにつくってやってい
くのかといったときに、ここにあるように個人の尊厳とか自由の尊重とかということと、一番の
やはりこの自治体の設置される目的というのは住人福祉の向上と、その福祉というのは広い意味
での福祉、ウエルフェアだけじゃなくて広い意味での福祉なので、そこでいうと今度、住民とい
うのは住所を有するということにやはり一つの優先性、優位性というんですか、そういうもの
をやはりきちんとうたうべきだと、こういう議論がかなり有力ではあります。ただ、その後に区
民の権利と責務を定めるといったときに、先ほど濃い薄いというような話もございましたし、区
民という言い方と区民等という言い方があつて、そのあたりが今後どんな形で権利とか責務をう
たっていくかというところで、おのずと多分少し差をつけていくような形になるのではないかな
ということが想定されます。そういうことで、いずれはこのところは区民が区民の福祉という
言い方よりも、住民の福祉という言い方に変える可能性もあるし、またその後にあるように多様
性とか共生とか持続可能性といったようなことの関係者という意味でいうと、住所を有するだけ
じゃないねという話で、今後またもっともっと議論をしていかないと、ちょっとこの辺は結論が
出ないのかな、ただ、この中では、住んでいる人というのをかなり重視した意味合いをやっぱ
り載せたほうがいいのではないかという意見が有力ではありました。

久保委員 参考になればと思うんですが、新宿区がある事業を新宿区内で進めています。住民の
ために、住民の利益のために。しかし、すぐそばに民間の事業所があります。この事業者と区の
事業が全く対立していると。区はやっぱり住民のための利益を損なうわけにいかない。だけどち
ょっと考えると、この問題にかかってくるんです。やっぱり、新宿区で事業やっている人がいな
くなっちゃったら、新宿区は成り立たないです。住んでいる人だけのまちじゃない、事業をやっ
ている人も新宿区民と考えたら、随分住民側の考え方、それから事業をやっている人の考え方が
非常に合致して、よりいいものができるんじゃないかと、今そういう問題で担当の課長さんは頭

を抱えていますけれども、やっぱりそういう問題が必ずぶつかりますよ。だから、この自治基本条例で区民の問題をとことんやっておかないと、本当にいけないんじゃないかと思いますが。

辻山座長 そうですね、確かにね。

小松委員 やはり新宿区は本社がたくさんありますから、地方でたくさん働いてらっしゃる人たちのそういったある面、利益というか、新宿区に集まってきて、新宿区の住民の方々もそういった福利厚生に預かる部分も大きいかと思えますし、またこの新宿区はあらゆる社会的なインフラがすごい税金を投入されて、その上で利益を受けているという新宿区の住民の方もいるということをお忘れなく、そういった世界市民になろうと。今回の自治基本条例づくりの中で、そういったものも含めて私たちは頑張らしようということでき上がって、多分専門部会の人たちはどうしても住民の人を預かって新宿区の31万人住民のことを一生懸命される立場ですから、私たち住民以上に住民のほうに比重が行くのは仕方がないかなと思いますけれども、このまちに住む私たちがどんな自治基本条例をつくるかということ、そこをお忘れはいけないんじゃないかなと。世界でいうとアメリカ、オバマさんが言ったような、ああいう立場を私たち新宿区は持つんじゃないかなと、こう思うんですけれども。

辻山座長 感動しますね。

小松委員 そういう話を私たちはしてきたんですよ。

辻山座長 だって、あれでしょう。事業者と住民が対立しているときに、住民の肩を持たなければ票になりませんよ、リアルな政治は。その中から出てきたというのがすごいと思いました、本当に。

小松委員 新宿区民はそれぐらいの。新宿区の歌にあるように、大新宿区の歌はそういうことをずっとうたっているんです。（「ああそうですか」「そうだね」と呼ぶ者あり）一つひとつ全部。

久保委員 もう一つ具体的にいいでしょうか。

住民の方は私たちが区民税を払って、それで政治が行われていると主張します。しかし、事業をやっている人は、法人税とあるいは固定資産税等の都税の形でやはり税金を納めて、その都税で納められたものがことしは何億来るんですか、財政調整は来たんですか、何十億でしょう。（「そうですね」と呼ぶ者あり）それが新宿区におりてくるんですから、この人たちだって税金を負担しているんだということを住民がわからないで、私たちだけが税金を払っていると言ったら絶対間違いだよと思うんですけれどもね。

あざみ委員 事業者と、事業者に対しても区民の意識を持ってほしいという意味なんです。住民と事業者を同じに見ようという意味ではなくて、事業者にも新宿区で事業をする限りは新宿区民と同じ気持ちでやってほしいと。だから、権利もあるけれども義務もあると、当然。自治を担う者としての意識を持ってほしいという意味で、この案文骨子のところに事業者というふうにとちらっと出ていますけれども、この辺まだちょっと固まっていないんですけれども、私たちはやっぱり事業者の当然権利もあるでしょうけれども、義務もきちんと事業者独自の義務を持ってほしいということで定義は一定、この辺はしたほうがいいんじゃないかという主張をして、この辺はちょっとまだペンディングなんですけれども。

樋口委員 そういった議論は、先ほど高野さんが言われたように私たちの中でも、一緒にまちをつくるんだという自治基本条例のもとに、こういうまちをつくっていく主体の一つなんだということをお薄い区民の人にもわかってほしいということは、きちんと押さえたつもりだと思います。

それで、ちょっと1点お聞きしたいのは、この議会のほうの案文骨子のところの2で、区民等で、区内で事業を営む事業者というのをここで区民等の中に入れてらっしゃいますよね。その次の3番でまた事業者というふうになっているのは、これは今まだペンディングとおっしゃいましたけれども、どういう違いを込めてらっしゃるのか、もしあれでしたら。

あざみ委員 最初に定義をしたときに、区民と区民等というふうには、自然人と組織というふうに分けたんですね。でも、この区民等に事業者と地域活動する団体、さっき専門部会がおっしゃっ

た、それを一緒にするのは私はちょっと違うんじゃないかなという気がして、事業者、要するに営利活動する企業というものと、本当に地域活動している人たちとはやっぱり違うと。さっきも言ったように、営利活動すると往々にして対立する部分がリアルにあるわけですね、現場では。そのときに、私はこの自治基本条例は単なる理念条例ではなくて、使える条例にもしたいというふうに思っているの、やはり事業者にも一定の縛りというときついですがけれども、こういうふうな意識で営利活動してほしいということを書けないかというふうにちょっと提起をしまして、ペンディングになっているということです。

辻山座長 いいですか。

実に多くの意見が出て、時間が大分押してきましたけれども、区民検討会議の案の住民自治・団体自治のこの文章の組み立て方、これはここにも書いてあるとおり、多分もっと抜本的に文章を組み換えるとかということも含まれているわけでしょう。

高野委員 今のところ何とも言えないという。検討です。

でも、一応ここに書き込まれている内容をよりわかりやすくということが趣旨なので、またこれから逸脱するということではないということ御理解いただきたいと思います。

辻山座長 気になったのは、構成されるというのがいかにもわかりにくいという、そういうことです。

高野委員 そうなんです、その辺から入っております。

辻山座長 はい。

それでは、大体住民、区民というようなことについても、例えば全体としては区民の定義というのを一応広く押さえようというようなことでは一致しているようだ。あと、残されているのは、事業者をどのようにして表現し、その事業者を権利または責務の世界に引きずり込むかということですね。その問題があって、あと、区民一般、広い区民一般と、まさに濃い区民といましようか、ということについては今ここでは詰められないので、具体的な権利及び責務などのところで突き合わせながら、こういう場合にはこの言葉を使おうねというような合意をつくっていくということにいたしますので、それぞれの部会のほうで、区民はどうしよう住民はどうしようという議論を次回までにやってこなくていいですから、それはまさに権利と責務のところやらなければ、これ以上やっても多分きちとした区分けはできないだろうと思いますので、そのようにしましょうねということにいたしましょう。

そのほか、どうですか。きょう議論し残していることがあれば。

山田委員 自治基本条例で、我々のほうは冒頭言ったように理念的な条例にしよう。したがって、この現状がどうかということはもちろん大事なことですけれども、地方政府として10年後の新宿区、50年後の新宿区を考えた場合に、何を指針にしてこの新宿区は航海するのか、要するに羅針盤の役割を果たすのがその自治基本条例じゃないかというふうに思うわけですね。したがって、冒頭ちょっと話題になったように、市民主権というのはぜひ入れたいという私たちの思いがある。それと同じように、人権の尊重だとか恒久平和だとか地球環境だとかそういうことも、地方政府が果たすべき、世界的なあるいは日本の主要な自治体として果たすべき任務というのは非常に大きいんじゃないかと、そういうことからすると、自治の理念としてこういうことを入れておこう、最近ほかの自治基本条例の中でもこういう範疇のことは随分入っているわけですがけれども、我々もほかの自治体が入れたから入れるということじゃなくて、我々の決意として入れる必要があるというふうに思ってここに書いてあるわけですね。それについて、皆さんの意見というのは今のところ余り出ていないわけですがけれども、どうかなというふうに思いました。

辻山座長 どうですか。代表して。

高野委員 今、行政の立場、あと議会の立場、区民の立場で、みんな立場が違って、専門的な用語は区民の人でも理解している人と、それから理解していない人がいて、その中でどういう形でまとまっていくかということになると、結局は区民サイドは専門的なことより、区民の切なる気持ちをいかにぶつけ合うかということになかなか結論に至らないで、なかなかちょっと議事

に、早くしなきゃいけないということは念頭にありますが、やはり、きょうこれだけお話していても、これだけの議論があったということで、やっぱり我々のほうも結構な議論しているんだなという、ちょっと安心感も少しありました。

それから、もう一つ、余りにも大半は新宿区らしさの基本条例つくろうよというふうなことで、比較論というのはもともといろんな形で単純に考えても本当に政策指向的な比較論するのかどうか、そういうふうな意味合いの比較論も考慮せずして、ここでやっていたからこうだとか、あそこでやっていたからこうだというのは単なるフォーイグザンプルというか単なる例であって、そう言ってるけれども、じゃどういう形で新宿区でやってつくり上げていくのかということ、薄々、区民サイドのほうにおいても考えているということのをちょっと代表して言わせてもらいました。

辻山座長 喜治委員、何か補足ありますか。

喜治委員 観点は違うんですけども、先ほど山田委員が言われた理念を大切にするというか理念をうたい上げていくものというより、区民のこの検討会議の中で話されているのは、これで自分たちをどう守れるんだという、さっきあざみ委員が少し、そういうことにもしていきたいと言われたと思うんですけども、そういう方向で今話がされているのかなと。ある人は現実に今対立状況が起きたときに、これを手がかりにしてどっちに片寄るのかみたいなことを決められるものを、ここで決めておかなければいけないのではないかなというふうな議論はしているのかなというふうに思います。そうすると、きょうお伺いした議会の皆さんの基本的なこの条例に対する考え方と、私たちが考えているのというのが大きくは一緒なんですけれども、ちょっと軸足の置き方が、随分違うところにまず一歩目が置かれたのかなというふうにはちょっと感じたところがあります。

辻山座長 でも、余り大して、そんな大きな違いじゃありませんよ。というのは、全体の編別構成でいうと、議会のほうは最初の総則のところでもまずぶちかまそうという、強く発信していこうという意欲があって、むしろだから区民委員のほうで、どうやったら我々、私たちの暮らしとか地球環境とか、いいまちができるんだというような観点というのは、もう少し具体的に政策を動かす力をどう組み立てるとかいうようなところに多分出てくるので、編別構成でいうとすみ分け可能かなという感じもちょっと受けているので、今後そこの調整をどうするかというのが課題だと思いますが、おっしゃったように高い理念を世界に向けて発信していくというだけではなくて、もちろんそれだけで終わらせようという気はないわけですよ。十分に人々の暮らしをこの基本方針でどうやって守っていくか、向上させていくかというのはあるはずだというふうに思っていますので、少し時間を見て判断をするようにしましょう、もう少しね。

あとは、私がきょうの御報告で一応残っているのは1点です。議会案とそれから行政案には、この条例を制定する目的というのが列挙されているのですよ。こういう形でのことは考えておりますか。これまで議論されたとか。条例の目的。

高野委員 実は、理念というところの部分で、条例の理念というところで今2つの案を出して、先ほど斉藤委員から出た、もう一回住民自治もいわゆるワードとしての住民自治ということと、それから区民自治ってないのかというそういう御質問等がありますので、その辺の情報をみんな共有しようと、それから先ほど出た協治という言葉とか、基本的には統治・協治がどういうものかということも理解していかなくちゃいけないとか、いろんなそういうふうな基本的なワードをあしたレクチャーしてもらおうということで、それで初めて目的論とか、そこで結局ここにも出ている理念と原則だとかという部分も、どうしたものだろうという部分もまだ討議していませんので、だからもう少し時間がかかるかと思えます。

辻山座長 こういうものを置かないという意志を固めたわけではないわけですね。わかりました。

それでは、そういうことで、さらなる御議論をお願いするということにしましょう。

いいですか。次へというか、第二議題へ行って。

山田委員 全体的な進め方との関係もでてくるんでしょうけれども、きょうは総則ということですよね。そもそも総則という範疇の中に何を入れるかというふうなことも、ほかの自治体の条例によっては、きょう議論したけれども入っているものもあるし、入っていないものもあるということで、そのあたりの整理というのは、それは一番最後にすればいいわけですからそれはそれで

いいのかもしれませんが、どうかということと、それから、私たちはいろいろ議論をした結果、最高規範性ということについては、多くの条例の場合後ろのほうに持っているのが多いんですけども、むしろ新宿区の憲法というそういう位置づけからすると、やっぱり総則の中にきちんとうたうべきじゃないかという、そういう意識があるんですね。したがって、きょう提案したこの中でも最高規範性を総則の中にうたおうというふうな話をしているんですけども、その辺りの整理というのは、きょう別にどうしてもということじゃないのかもしれませんが、どうかというふうに思いまして。

辻山座長 そうですね。失礼しました。他のところでは最高規範性は恐らく後ろで議論しようというふうに思ったのでしょうか。あの……。はい、どうぞ。

斉藤委員 最高規範性という言葉は、もう全体会で出ているんです。ただ、それをどのようにして使うかをまだ検討中ということで、まだ、これから多分そういう話が出てくると思います。

高野委員 今御指摘の最高規範性は、条例の基本的な考え方の条例の位置づけというところで、これから話していきたいと思います。ですから、次なる課題は、条例の目的と条例の位置づけというところで話をしていきますので、それでその規範性という部分が出てきます。

辻山座長 ということは、次回またはそれぐらいで、章別編成の組み立てのところちょっと副座長協議会みたいのを多分持つんだと思うんですけども、どこで議論しようかというのを決めていただけるといい。

高野委員 区民検討会議のほうにおいては、全員が総則とかというところのくくりとかそういう考えをお持ちの方もいらっしゃるんですけども、特にあえて法律的な話で総則って決めることないんじゃないという部分が実は案としてありまして、だから意図的にその総則という言葉を入れていないというのが事実というふうに認識していただきたいと思います。

辻山座長 なるほど。はい。

山田委員 私も余り最初から、議論の第一歩から、余りがんじがらめの枠をはめて議論すべきじゃないというふうに思うんですよ。したがって、最終的に条例全体を整理できれば私はいいというふうに思うんですけども、要するにそういう確認をしながら進みましょうということだったらそれはそれでいいと。

辻山座長 これは、資料5が配られていて、区民、議会、行政検討項目一覧という、3者の対照表が出ているんですが、これちょっとどういうものか説明していただけますか。

事務局 それでは、事務局のほうから資料5について御説明させていただきます。

前回、第13回検討連絡会議の中で、区民検討会議それから議会、行政の検討項目というものが出されました。お配りしている資料5になりますが、それらの項目をおおよそ共通の議論としてくれるだろうというところを横並びに一覧にさせていただきました。資料5がそれぞれの出された項目を一覧にしたもの、その後ろに、前回、各区民検討会議、議会、行政から出された検討項目案というものが出されていますので、これらを一応網羅した形で一覧にさせていただきました。

これから、2番目の議題に入っていただくかと思うんですが、その中ではどういう項目のくくりで、どのような順序で議論していったらいいんだろうかというところを、この資料5を参考にさせていただきながら御議論いただければと思っております。

辻山座長 ということで、次回以降どういう順序とどういうくくりで議論を進めていこうかということ、つまり第2議題に入っているわけですが、その参考資料であります。そういう意味では今ここで結論出さなくてもいいのですが、とりあえずぱっと見ていただいて、この組み立て方はちょっとというのがあれば御指摘をいただく、既に区民検討会議のほうから御指摘いただいたように、総則という言葉というか章の組み立てのようなのはしないというのはどうだろうかという提案ですね。ということで条例の基本的考え方ということになっていると、そういうことがございましたが、あとはそれぞれのくくりと、ネーミングなどは最終的に詰めればいい。今もし御意見があればと思っているのは、これはこっちで議論しておいたほうがわかりやすいんじゃないか

というような中項目があれば、大項目へ組み上げるということを提案していただければと思いますが。

それで、特にないですか。

根本委員 区民検討会議のほうの検討の進行状況に合わせて議論しようということで、きょうは総則の議論の区民の検討会議の中で議論したところをすり合わせようということだったから、ということなんですよね。だから、前半のところまですり合わせたということなんですけれども、区民検討会議のほうでこの後どういう流れで議論していくということ、ここは多分区民検討会議で、ここでこういうふうに変えますよとはいかないと思うんですよね。やっぱり今までの流れの中でずっと行くだろうから、それに合わせて我々もテーマを事前に調整して、じゃ今回はこうしましようということにならざるを得ないんじゃないかと思うんですよね。

高野委員 今、座長から御指摘いただいた話と根本委員から言われたのが、ちょっと2つあるかなと考えたのは、今見えている部分は条例の基本的な考え方という中の項目の進行なのか、あるいはそれをある時期どこまでやって、次どこの項目に入っていくのかという御質問なのか、ちょっとその辺が見えなかったもので教えてください。

辻山座長 私の発言は、条例の基本的な考え方の中で、もっと議論しておくべき項目があるのかという問いかけではありません。先にどんどん行きましょうということ。

高野委員 そうですね。

辻山座長 あとは、大項目の次の中項目で、あらかじめこれは今度の議論、例えば住民、区民の権利と責務のところ、議会のほうを参照してみると、まあこういうことかなと思いつつながら、これももっとここでやっておいたほうがいいんじゃないかというのがあれば、ここで述べておいてもらいたい、こういう趣旨です。

久保委員 今ずっと思っていたんですけども、項目なんですけど、行政、専門部会と議会のほうは大項目なり中項目が大体似通っていますね。区民検討会のほうだけが、9までが大体議会と専門部会で合っているんですけど、10の外国人から進行管理委員会まで、これは議会や専門部会には全くないんですよ。このはっきりした違いというのは、お互いにどうしていくべきかとやっていれないと、後になって大変なことになっちゃうんじゃないんですか。と思いました。

辻山座長 ということは、逆にお聞きしますが、議会の案、考え方では、例えばその項目については基本条例では扱わないというふうに一応合意したというふうに受け取っていいですか。そこまではない。

根本委員 一番後ろですか。どっちかと言ったら、総則、理念、原則のほうに入り込んでいないんですよね。だから、そこに入れ込むべきことなんじゃないかなという感じはするんですが。

辻山座長 なるほど。

樋口委員 私たちの区民検討会議も4班にも分かれて、これをそれぞれワークショップでやっていまして、私が所属している班では、こういったことは前文とかそういうところに移していったほうがいいんじゃないかということが出ていたんですね。ですから、それがこの区民検討会議の全部の合意ではなくて、そういう意見もありましたということはちょっと申し上げておいてもいいかしら。

辻山座長 それはやはりスピードの問題がありますので、上に上げて、じゃ次回やりましようと言ってもそれはそう簡単にはいかないわけでしょう。そのところも考えなければいけない。それから、もちろん最後のこのさまざまな外国人とか暮らしの多様性とか安心安全とか環境というのは、もしかすると自治体運営の基本原則というようなところでうたい上げるという可能性も残されているわけですよね。

高野委員 うち、やっと出てきたキーワードですから、殺さないでここで倉庫にしまっておこ

うということで、どこかで旗を上げて項目で来る可能性があるということも、逆に寂しく消え去る場合もあるかもしれません。

辻山座長 それは、ほかの2部会のほうも、扱うのであればここでこういうふうなやり方が考えられるよなというようなことを検討しておいていただけると大変ありがたいんですが。

野尻委員 先ほどから同じようなことを申し上げるかもしれませんが、区民検討会議の中では、あくまでも自治の仕組みを打ち出すのが自治基本条例ではないかと。ということで、理念ですか、どのような方向性、目指すべき方向性である、先ほどから出ています環境とか平和とか人権とかそういうものは前文で、こういうような新宿のまちをつくらうということで自治基本条例をつくるということに持っていきこうという、先ほども出ましたけれども、私もそういう班に入っていましたので。

辻山座長 それはそれで、ちょっと議会の取り組み方と似ていますよね。最初に大きな課題を出して、それを、前文とおっしゃいましたか。

野尻委員 はい。そういう意見も結構強い感じはします。

樋口委員 続いてこの前、私、辻山先生にちょっと御質問させていただいたことは、こういったことが議会とこちらでは出ていないということでどうなんでしょうかと申し上げたら、先生がそういうテーマでもぜひ新宿区のところでは取り上げたほうが良いということだったら、というようなことをおっしゃって、私、大和市の自治基本条例の中で、あそこは基地があるので基地の項目がちゃんと大項目として入っているんですよ。だから、多分そういう意味で先生はおっしゃったのかなと後で思ったんですけども、そういうふうに新宿区でも、ぜひこれはやっぱり新宿のまちには必要なんだということならば、そういうふうな扱いも、ここに書いてあることでも、したらいいというふうになるかもしれないということでおっしゃったんですよ。だから、この区民検討会議の中でも、そういうような意見がもしかしたら強く出る部分もあるかもしれませんが、今のところはそこまでは、例えば外国人のことなんかでも非常にいろいろと意見もあるので、そこまではあれだけれども、意識は多分されていると思いますけれども。そんな状況かなと思います。

辻山座長 新宿区の基本条例だという一つの特徴みたいなものにもかかわりがあるんですよ、そういう部分というのは。多分、理屈の世界ではそれは基本構想とか基本計画の話でしょうというのもあるんですけども、しかし、自治の仕組みを充実させていきこうというときに、どんなまちをつくるためだというようなものがあってもいいじゃないかというのは、僕も感じてはいるんですけども。

そのほかありますか。

〔発言する者なし〕

辻山座長 いいですかね。まとめに入ろうかなと、ちょっと思っているんですけども。

きょうの皆さんのお話を伺っていて、恐らくきょうの議論を発展させながら、なおかつ分野としては前へ進むという意味では、恐らく住民または(区民)、どっちでもいいんですが、この区民の権利と責務というような領域、ここについて具体的に書き上げていくときに、いやそれでは区民というふうにはならないでしょうかというような形で、さらに区民論に詳細なものが加わっていくということになればと考えて、どうでしょうか。区民の権利と責務という大きなくくりでやるということで、区民会議のほうは対応といいましょうか準備できますでしょうか。

事務局 区民検討会議のほうの事務局の立場で少しお話させていただくと、次回、基本理念のところを区民検討会議では引き続き議論します。その後、目的、位置づけの議論をしますので、区民の権利、責務につきまして、次回の会議で御提示できるかどうかというのはちょっと進行上難しいところではございます。

辻山座長 そうしたら、どうしましょうかね。私は、区民検討会議のまた議論を経て御報告いただいて、もう一回きょうのような議論をするのは余り生産的ではないと考えているんですけども、それはもう一度結果を出していただいて、皆で議論するというほうがいいかなというふうに

お考えですか、区民検討会議のほうは。どうでしょうか。

それとも、逆に言えば、全く最初に約束したように区民検討会議のペースに合わせて、そちらの、いわば意見を出していただくことを前提にやりましょうということを書いてきましたので、できれば。

そうすると、先ほど理念と条例の目的とかそういったことが議論されると。

事務局 次回では、本日は議論していなかった条例の位置づけの部分については、区民検討会議ではある程度の案はお示しできるんじゃないかというふうに思っています。また、本日出ていなかった条例の目的についても、ある一定の方向性が出されるんじゃないかというふうに思っております。区民の権利、責務につきましては、その次の回あたりで大体お示しできるんじゃないかというふうに思っています。

辻山座長 どうですか。それであれば。途中経過ぐらいでも結構ですので、つまり次回の日程を一つ飛ばしてということとはなくてよろしいですか、ということです。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 それでは、そういうことにして、できれば議会側から出ていた市民主権というようなことを強く議会からありましたよというようなことを御報告いただいて、反応なども見ていただくとかして。

それでは、きょうは実は具体的に取り上げて基本条例の目的、項目を挙げていただいていたのですが、実は議論していません。そのことは、次回もしかすると詰まるかもしれないという感じですね。

議会のほう、それでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 もちろん、全くのテーマなしのフリートキングをして、例えば最高規範性とは何かとか、急に飛んで基本条例つくった後の推進組織はつくるのかつからないのかとか、そんなことをやってもいいんですけども、何かちょっと空中戦になりそうな感じはしますね。なので、やはり、区民検討会議での検討の様子を見守りながら進めていくという原則は変えないということにいたしましょう。

それでは、そういうことで。そういうことでといっても何か抽象的で、おわかりになりましたでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 きょうの議論を踏まえてというのが一つと、もう一つは区民検討会議の中で、今まで詰まっていなかった理念と目的などのところについての検討結果が次回出てくると。そこで、もう一度議論させていただく。もちろん、お願いしたいのは、きょう個別に指摘のあった事項、例えば行政案の区民のところを住民とするについての意見もございましたので、それについてはこういうふうに考える、あるいは少し考え方を考えてみようかと思うというふうなことも検討する機会があればやっていただいて、結果をお示しいただけるとありがたいなという気がいたします。

それでは、全体を通じてそのほかの御意見があれば。

よろしいでしょうか。

それでは、次回はいつでしたっけ。6月25日、またこの場所でお会いしたいと思います。それでは、ありがとうございました。

散会 午後 8時53分